

令和7年度 M-ステ創業【事業承継】補助金

三島市内で新たに創業する者又は事業を承継する者に対し、その創業、事業承継などに要する経費の一部を補助します。

創業者、事業承継者が、持続的な経営に向け経営計画に基づいて取り組む、創意工夫を凝らした地道な販路開拓等を支援する補助金です。



挑戦の時、成功への道！
創業、事業承継を応援します！

補助対象者

- 以下の①～③の何れかに当てはまる者
 - ①三島市内で令和7年4月1日を基準として過去3年以内に創業をした個人又は法人。
 - ②三島市内で令和7年12月31日までに創業を予定している個人又は法人。
 - ③事業承継する者については、被承継者(事業を引き継がせる者)が三島市内で5年以上継続して事業を行っており、事業承継を契機として経営革新等を行う三島市内の個人又は法人
- 創業日、事業承継日以降に、事業所が三島市内に店舗、工場等を有すること。
- 申請者(代表者となる者も含む)が三島市税を滞納していないこと。
- 中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する業種(農業、林業、漁業、金融・保険業以外)を行うための創業、事業承継であること。

※その他、M-ステ創業(事業承継)補助金交付要綱で補助対象外となっていない者

補助対象事業

以下の事項を満たす事業

- 創業者や事業承継者が行う販路開拓等を実施するために必要な事業
- 所定の事業計画書及び経費配分書に記載されている事業
- 事業実施期間(交付決定日から令和8年1月31日(土)までに実施した事業

補助の内容

- 補助率 2/3以内(消費税抜金額で計算)
- 限度額 50万円
- 対象経費 機械装置等費、広報費、委託費ほか
- 加点措置 次の①～②いずれかに該当する場合に加点措置を行う。
 - ①三島市創業支援等事業計画に基づく認定特定創業支援等事業による支援を受けている者
 - ②静岡県が規定する事業承継計画書を策定し、静岡県事業引継ぎ支援センターが認めた計画を有している者

申請手続

- 募集期間 **令和7年9月16日(火)～10月15日(水)** ※受付は平日に限ります。
- 申請方法 所定の申請書類を申請先に持参
- 申請先 三島商工会議所(〒411-8644 三島市一番町 2-29)

申請・問合せ

三島商工会議所(TEL:055-975-4441、e-mail:info@mishima-cci.or.jp)